第 46 回横須賀市社会福祉審議会

(2023. 11. 14)

全体会資料1-1 差替

パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市地域福祉計画(案)

令和6年度(2024年度)~令和11年度(2029年度)

意見募集期間

令和5年(2023年) 令和5年(2023年)

11月17日(金)~12月6日(水)

令和5年(2023年)11月

横須賀市社会福祉審議会

お問い合わせ先:横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課 電話 046-822-8245 (直通)

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、 公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和5年(2023年)11月17日(金)から12月6日(水)まで
- 2 提出先 横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課企画担当
- 3 提出方法
 - 次のいずれかの方法で提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - 民生局福祉こども部福祉総務課(横須賀市役所分館2階⑤番窓口)
 - ・ 市政情報コーナー (横須賀市役所2号館1階34番窓口)
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 民生局福祉こども部福祉総務課

- (3) ファクス 046-822-2411 (民生局福祉こども部福祉総務課)
- (4)電子メール hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp(民生局福祉こども部福祉総務課)

4 注意事項

- 書式は特に定めておりません。
- 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の 項目についても明記してください。
 - (1)(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - (2)(市内在学の場合)学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。 いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

横須賀市地域福祉計画(案)の概要

1 策定する計画の概要等

(1) 概要

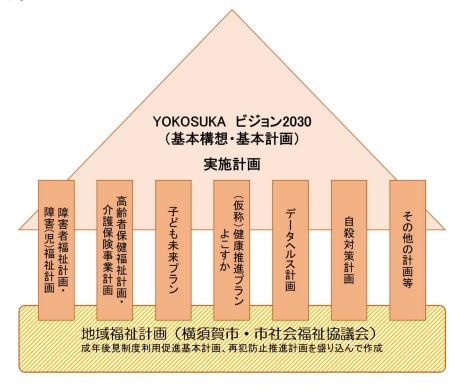
人口減少、少子・高齢社会の到来や、人々の意識の移り変わりに伴い、地域社会の在り方が変化している中、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会と一体となって本計画を策定します。

一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に 即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「YOKOSUKAビジョン2030(基本構想・基本計画)」に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。



(3) 根拠法令

社会福祉法第107条第1項(市町村地域福祉計画) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

(成年後見制度利用促進基本計画)

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項(地方再犯防止推進計画)

(4) 名称

横須賀市地域福祉計画

(5) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)まで(6年間)

平 成 令 和 令 和 令 和 令 和 令 和 令和 令和 令和 令和 令和 令和 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9 年度 10年度 11年度 横須賀市地域福祉計画 横須賀市地域福祉計画 (横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む) (「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び 「横須賀市再犯防止推進計画」を含む) 中間!!現状!!計画! 第5次地域福祉活動計画 報告!! 把握!! 策定 【市社会福祉協議会策定】

計画期間

(6) 重層的支援体制整備事業について

地域福祉計画が目指す、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、重層的支援体制整備事業を活用し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の5事業を一体的に実施し、地域における課題解決や包括的な支援を推進します。

2 基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主役として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会 と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる 地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

3 計画の基本目標

(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながることができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

(2)包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにある様々な課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

(3) 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に 応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・ 参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

(4) 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり (ソーシャルインクルージョン)」という考え方のもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

4 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会福祉専門分科会(以下「分科会」といいます。)において、具体的な検討を行っています。

なお、分科会長には県立保健福祉大学教授が就任しているほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人横須賀市シルバー人材センター、横須賀市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、横須賀市保育会、横須賀市立小学校長会、横須賀市連合町内会の各役員と市民公募委員2名を含む全11名の委員で分科会を構成しています。

5 策定スケジュール

令和5年	◎市長から社会福祉審議会委員長へ諮問(令和5年1月31日)
1月	○第 16 回福祉専門分科会(同日)
	(計画策定について分科会へ付託、次期計画策定について)
5月	○第17回分科会(5月30日)
	(策定方針決定、地域別意見交換会、市民アンケート、策定スケジュ
	ールについて)
7月	○第 18 回分科会 (7月 11 日)
	(計画関連事業の実施状況(市)、市民アンケート調査速報、地域別
	意見交換会について)
8月	○第 19 回分科会(8月 17 日)
	(市民アンケート調査、地域別意見交換会、骨子(案)について)
9月	○第 20 回分科会 (9月 29日)
	(計画関連事業の実施状況(市社協)、市民アンケート調査確定報、
	地域別意見交換会、骨子(案)について)
11月	○第 21 回分科会(11 月 6 日)
	(パブリック・コメント案について)
	◎第 46 回社会福祉審議会(11 月 14 日)
	(全体会においてパブリック・コメント案を検討)
	○第 22 回分科会(11 月 30 日)
	(パブリック・コメント手続の中間報告)
令和6年	○第23回分科会(令和6年1月16日)
1月	(パブリック・コメント手続の報告、計画案の提示)
	◎第47回社会福祉審議会全体会(令和6年1月31日)
	(全体会において答申)
3月	議会報告・計画公表
	●市議会3月定例議会において一般報告(計画)